



- 二十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十七条第三項  
 二十九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第六条第三項  
 三十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十五条第二項  
 三十一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十四条第二項  
 三十二 削除  
 三十三 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第四条第二項  
 三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十九号）第十五条第二項  
 三十五 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第二項（同法附則第七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）  
 三十六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十八条第二項  
 二 郵便貯金銀行についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「の法律」とあるのは、「の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。  
 三十七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）  
 第五条 次条から第十三条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 特例支払条項付保険等 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定により法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十四条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。
- 二 倍額支払条項付保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条、第十二条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。
- 三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含み、旧簡易生命保険法第十二条に規定するものにあっては、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号。以下「整備令」という。）第一条の規定による廢止前の簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号。次号において「旧簡易生命保険法施行令」という。）第一条第三号の規定により総務大臣が同日に定めていたものに限る。）が属する保険の種類の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。
- 四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険（旧簡易生命保険法施行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係る保険金の

- るものに限る。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。
- 五 年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第十六条に規定する夫婦年金保険（旧簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。）
- 六 夫婦年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第十六条に規定する夫婦年金保険（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。
- 七 契約者死亡後支払開始定期年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において受けを行っていた旧簡易生命保険法第十七条第四項に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険（同条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受け、又は法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出を行った保険をいう。
- 八 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第五十条第一号、第四号口若しくは第五号口の規定又は次条第一項若しくは第三項第二号口若しくは第四号口、第十一条第二項若是第五号口の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（年金の支払の事由を除く。）の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由が全て発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。
- 九 法第百三十七条第三号若しくは第五十八条第一項第三号口の規定又は第七条第二項若しくは第十二条第二項の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る年金の年額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額（契約者配当（保険業法第百四十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第九条第一項第九号において同じ。）として年金の年額を増加させる保険契約については、当該増加させた年金の年額を除く。）を当該保険契約に係る年金の年額とする。（郵便保険会社の保険金額等の限度額）
- 第十条 法第百三十七条第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約と定による届出を行った保険をいう。
- 十一 保険契約に係る同条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した各号に定める額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては次項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号口に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。
- 十二 一倍額支払条項付保険の保険契約 保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（被保険者が不慮の事故若しくは第三者の加害行為又はエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マーリブルグ病（ラツサ熱）、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス若しくはバラチフスを直接の原因として死亡したこと）を除く。）の組合せのそれぞれに属する保険金の

支払の事由が全て発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいもの

二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額（次に掲げるものを除く。）の合計額から千万円（その合計額が千万円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。）を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額イ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の申込みに係る当該増加させる保

ロ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の契約の効力発生後四年を経過しない場合における当該増加させた保険金額

ハ 保険契約の復活の申込みに係る復活させる保険契約に係る保険金額

三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額（前号イ及びハに掲げるものを除く。第五号において同じ。）の合計額が千万円を超えるもの

四 特定保険金額死因別保険の保険契約以外の保険契約 零

五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの 八百万円

六 定期保険等の保険契約以外の保険契約 零

法第百三十七条第一号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第一号イに規定する政令で定める

額は、当該各号に定める額とする。

一 年齢十五年以下の被保険者 七百万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百萬円）

二 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百萬円）

三 年齢五十五年以上的被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は五百萬円、定期保険等に係る額は八百万円）

法第百三十七条第一号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に閑して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に閑して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額とする。

第一号ロに掲げる額を控除した額に閑して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十一年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約にあっては同項各号に規定する部分を除く。）の合計額から千万円に満たないときは、その合計額（その合計額が千万円から控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に閑して同号ロに掲げる額を算定する場合に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（同項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。）の合計額を加えた額

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの

ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、控除額が千万円に満たない額であるものの

二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額（当該保険契約が第一項第一号に掲げる保険契約である場合にあつては、同号に定める額とし、同項第二号イ及びハに掲げるものを除く。第四号ロにおいて同じ。）の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

三 特定保険金額死因別保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

五 被保険者が年齢五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額（当該保険契約が第一項第一号に掲げる保険契約である場合にあつては、同号に定める額とし、同項第二号イ及びハに掲げるものを除く。第四号ロにおいて同じ。）の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

三 法第百三十七条第三号に規定する被保険者の生存に関し年金を支払うことと約したものとして政令で定める保険は、年金保険とする。

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

四 法第百三十七条第三号に規定する被保険者の生存に関し年金を支払うことと約したものとして政令で定める保険は、年金保険とする。

法第百三十七条第三号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあつては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契約にあつては次項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に閑して同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 夫婦年金保険の保険契約 零

二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約 零

三 法第百三十七条第三号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に規定する被保険者の区分に応じ、同条第三号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一 年齢二十四年以下の被保険者 年額九十万円

二 年齢二十五年以上的被保険者 年額九十万円（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額は、零）

法第百三十七条第三号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第三号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。）から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に閑して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に閑して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

- 一 年金保険の旧簡易生命保険契約であつて、当該旧簡易生命保険契約に係る年金の年額の合計額が年額九十万円を超えるもの 年額九十万円
- 二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約の区分は、次に掲げるとおりとする。
- 一 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号イからニまでに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの（特例支払条項付保険等を除く。）
- 二 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号ホに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの
- 3 法第一百三十七条第四号イに規定する保険区分ごとに政令で定める額は、次の各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる保険区分 千万円
- 二 前項第二号に掲げる保険区分 千万円
- 3 法第一百三十七条第四号ロに規定する保険区分に応じる政令で定める旧特約の区分は、次の各号に掲げる保険区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 第二項第一号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうちに旧簡易生命保険法第十八条第一号又は第二号に掲げる事由を含む旧特約
- 二 第二項第二号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうちに旧簡易生命保険法第十八条第三号又は第四号に掲げる事由を含む旧特約（郵便保険会社の保険の種類）
- 第九条 法第一百三十八条第一項に規定する政令で定める保険の種類の細目は、次に掲げるものとする。
- 一 再保険であるかどうかの別
- 二 保険期間が被保険者の終身である保険（保険期間満了時の被保険者の年齢が九十年を超える保険を含む。）であるかどうかの別
- 三 保険契約を締結するに当たつての被保険者の数が一人である保険、二人である保険又は三人以上である保険のいずれであるかの別
- 四 医師による被保険者の診査又は保険契約者若しくは被保険者による被保険者の健康状態の告知を保険契約の成立の条件とする保険であるかどうかの別
- 五 保険料を一時に払い込む保険又は分割して払い込む保険のいずれであるかの別（保険料を分割して払い込む保険にあつては、その分割の方法）
- 六 保険契約を締結するに当たつて他の保険契約に付することを条件とする保険（第八号において「特約」という。）であるかどうかの別
- 七 保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、当該保険の保険契約を締結するに当たつての保険金の支払の事由に係る保険金額（年金の年額を含む。以下この項において同じ。）の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合
- 八 特約にあつては、特約の保険契約を付するに当たつての当該特約の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある特約にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）に対する割合
- 九 契約者配当を行う保険であるかどうかの別（契約者配当を行つては、当該契約者
- 十 保険料の算定の基礎として保険契約が解約されると見込まれる率を用いる保険であるかどうかの別
- 十一 保険業法第一百三十八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならない保険であるかどうかの別
- 十二 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨で表示される保険であるかどうかの別

- 2 法第一百三十八条第一項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行つてはいた保険が属する保険の種類とする。（郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）
- 第十一条 法第一百五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。
- 一 法第一百二十四条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる法律の規定
- 二 第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定（機構の保険金額等の限度額）
- 第十二条 法第一百五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第一百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第一百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約については第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第一百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。
- 一 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものを除く。）の合計額から三百万元（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。次項第二号において「控除額」という。）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額
- イ 旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分
- ロ 旧簡易生命保険契約の復活の申込みに係る復活させる旧簡易生命保険契約に係る保険金額
- 二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（前号ロに掲げるものを除く。第四号並びに次項第三号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）の合計額が千万元を超えるもの 千万円
- 三 第六条第三項第三号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額
- 四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの 八百万円
- 五 第六条第三項第五号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額
- 2 法第一百五十八条第一項第一号ロに規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第三号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第一百五十八条第一項第一号ロに掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又

は第六号に掲げる保険契約にあっては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第一百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関する同号口に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

#### 一 第六条第一項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの（当該保険契約に係る保険金額（第六条第一項第一号口に掲げるものを除く。）の合計額から、千万円から控除額を控除した額（その合計額が千万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（同号口に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額）

三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

四 第六条第一項第四号に掲げる保険契約 同号に定める額

ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

イ 千万円

ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

イ 千万円

ロ 当該被保険者を被保険者とする定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

六 第六条第一項第六号に掲げる保険契約 同号に定める額

七 法第一百五十八条第一項第三号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約に係る同項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る額を除く。）から法第一百五十八条第一項第三号口に掲げる額を控除した額に関する同号に定める額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る額を算定する場合に限り第一号に定める額とする。

一 第七条第四項第一号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

二 第七条第四項第二号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

法第一百五十八条第一項第三号口に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる額とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第三号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約に係る額を控除した額に関する同号に定める額とする。

一 第七条第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 第七条第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

法第一百五十八条第一項第三号口に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第三号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約に係る額を控除した額に関する同号に定める額とする。

一 第七条第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 第七条第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

法第一百五十八条第一項第三号口に規定する保険契約に係る同項第三号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。

一 第七条第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 第七条第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

法第一百五十八条第一項第三号口に規定する保険契約は、特例支払条項付保険等の保険契約とし、当該保険契約に係る同号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

**(評価委員の任命)**  
第十四条 法第一百六十五条第一項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。  
一 総務省の職員 一人  
二 財務省の職員 一人  
三 日本郵政株式会社の役員 一人  
四 郵便事業株式会社の役員 (郵便事業株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員) 一人

#### 五 郵便局株式会社の役員 (郵便局株式会社が成立するまでの間は、日本郵政株式会社の役員) 一人

一 財務省の職員 一人  
二 日本郵政株式会社の役員 一人  
三 郵便貯金銀行の役員 一人  
四 郵便保険会社の役員 一人  
五 機構の役員 (機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律百三号)第十五条第一項の設立委員) 一人

六 郵便貯金銀行の役員 一人  
七 郵便保険会社の役員 一人  
八 機構の役員 (機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律百三号)第十五条第一項の設立委員) 一人

九 学識経験のある者 五人

**(評価の方法)**  
第十五条 法第一百六十五条第一項の規定による評価は、同項に規定する評価委員の過半数の一致によるものとする。  
（総務省令への委任）

第十六条 前二条に規定するもののほか、法第一百六十五条第一項の規定による評価に關し必要な事項は、総務省令で定める。

**(日本郵政公社の解散の登記の嘱託等)**  
第十七条 法第一百六十六条第一項の規定により日本郵政公社が解散したときは、総務大臣は、滞留なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。  
（印紙税の納付に係る特例の適用に関する措置）

**(印紙税の納付に係る特例の適用に関する措置)**  
第十八条 法第一百七十八条第三項の規定の適用がある場合における印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八号)第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その年の二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、「平成十九年八月十六日から同年九月十八日まで」とする。  
法第一百七十八条第二項の規定により郵便事業株式会社等が承認を受けたものとみなされた場合における印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十五条第一項の規定の適用については、当該郵便事業株式会社等を当該承認の申請者とみなす。

**(法人税に係る課税の特例)**  
第十九条 承継会社の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十六号に規定する資本金等の額及び同条第十八号に規定する利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（法人税に係る課税の特例）  
第十八条 第二項第一号に掲げる保険契約 (郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第一百七十九条第二項第二号に掲げる保険契約) 同号に定める額

二 法第一百五十八条第一項第三号口に規定する保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第三号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約に係る額を控除した額に関する同号に定める額とする。

一 第七条第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 第七条第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

法第一百五十八条第一項第三号口に規定する保険契約は、特例支払条項付保険等の保険契約とし、当該保険契約に係る同号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

九条第一項において「特定引当金勘定の合計額」という。)を除く。)

法第百七十九条第三項に規定する政令で定める規定は、法人税法第三十二条第五項に規定する法第百七十九条第四項に規定する合計額のうち、それぞれの承継会社が承継した法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「個別評価金銭債権」という）及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「一括評価金銭債権」という）に係る部分の金額として法第百七十九条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

二  
き法第二百七十九条第四項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金額入限度額に達するまでの金額  
法第二百七十九条第四項に規定する合計額（法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第二項の規定により計算される部分の金額に限る。）にそれぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した一括評価金銭債権の額を乗じてこれを日本郵政公社の最後事業年度における一括評価金銭債権の合計額で除して計算した金額  
法第二百七十九条第十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。  
法第二百七十九条第十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ  
当該事業年度終了の時において再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号。以下この条において「旧公社法」という。）第三十三条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従つて計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未経過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、当該事業年度終了の時において、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

二  
イ  
ロ  
　(旧簡易生命保険法第百三十三条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未経過保険料の金額の合計額)

二  
イ  
ロ  
　(旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額)

二  
イ  
ロ  
　(イに掲げる金額に再保険契約を締結する日を含む事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額)

法第百七十九条第十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定再保険責任準備金の金額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

(前事業年度終了の時点における前項第一号の見定期)に金額(当該事業年度開台

第五項 第二号		第六項 第二号		
前項	第二号	前項	第二号	
		三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を移転した場合を除く。）は、その合併直前ににおける法第一百七十九条第九項に規定する承継資産価格変動準備金の金額及び同条第十一項に規定する特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「承継資産価格変動準備金等の金額」という。）は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、当該合併法人が引継ぎを受けた承継資産価格変動準備金等の金額は、当該合併法人がその合併の日において有する同条第八項の承継資産価格変動準備金又は同条第十項の特定再保険責任準備金の金額（当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第十八項の承継資産価格変動準備金又は同条第二十項の特定再保険責任準備金の金額）とみなす。	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を移転した場合を除く。）は、その合併直前ににおける法第一百七十九条第九項に規定する承継資産価格変動準備金の金額及び同条第十一項に規定する特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「承継資産価格変動準備金等の金額」という。）は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、当該合併法人が引継ぎを受けた承継資産価格変動準備金等の金額は、当該合併法人がその合併の日に	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数
同号	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	
同号	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	三百六十九条第一項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十一号に規定する合併法人に再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	

前項又は第十七項に規定する合併法人（その合併後において連結法人（法人税法第二条第十二条号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。）の合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併の日を含む連結事業年度後）に係る法第七十九条第九項、第十一項及び第十二項並びに第五項の規定の適用については、当該合併法人は郵便保険会社とみなす。この場合において、当該合併法人の合併の日を含む事業年度に係るこれらの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第七十九条第九項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額は、前項又は第十七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた承継資産価格変動準備金の金額とする。

二 法第七十九条第十一項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額は、前項又は第十七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特定再保険責任準備金の金額とする。

三 法第七十九条第九項及び第五項の規定の適用については、同条第九項及び第五項第二号中「当該事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10 人（同条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。）又は連結子法人（同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額及び同条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額並びに規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該承継会社が属する連結法人の同条第十七号に規定する連結資本金等の額及び同条第十八号の二に規定する連結個別利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令の規定においては、これらの規定中同表の中欄に掲げ替えて適用される同条第二項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額並びに同項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額を零とされた賞与引当金勘定、退職給付引当金勘定及び損害賠償損失引当金勘定の金額の合計額（同法第六十六条第一項（公社の解散及び業務等の承継）に規定する承継計画において定めるところに従い承継した金額に限る。第九条の二第一項及び第九条の三において「特定引当金勘定の合計額」という。）を除く。以下この条において同じ。）の日の属する事業年度又は連結事業年度後各連結事業年度にあっては、特定引当金勘定の合計額を含む。）を

第一条の二 第一項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第二項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第三項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第四項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第五項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第六項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第七項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第八項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第九項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第十項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額
第一条の二 第一項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第二項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第三項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第四項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第五項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第六項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第七項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第八項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第九項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第十項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額
第一条の二 第一項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第二項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第三項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第四項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第五項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第六項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第七項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第八項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第九項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第十項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額
第一条の二 第一項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第二項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第三項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第四項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第五項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第六項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第七項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第八項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第九項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第十項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額
第一条の二 第一項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第二項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第三項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第四項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第五項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第六項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第七項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第八項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第九項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額	第十項 第一号から第六号までに掲げる金額 でに掲げる金額

同項第一号から第六号までに掲年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）

法第七十九条第五十五項の規定により読み替えて適用される同条第三項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第五項とする。

法第七十九条第五十五項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する合計額のうち、それぞれの承継会社が承継した個別評価金額債権に係る部分の金額として同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した個別評価金額債権につき法第七十九条第五十五項の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額

二 法第七十九条第四項に規定する合計額（法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第二項の規定により計算される部分の金額に限る。）にそれぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した個別評価金額債権の額を乗じてこれを日本郵政公社の最後事業年度における一括評価金額債権の合計額で除して計算した金額

二 法第七十九条第二十項に規定する政令で定める金額を控除した金額

一 イ 当該連結事業年度終了の時において再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について旧公社法第三十三条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従つて計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未経過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、当該連結事業年度終了の時において、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した保険料積立金の金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ロ 旧簡易生命保険法第三十三条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未経過保険料の金額の合計額

二 イ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

ロ イ に掲げる金額に再保険契約を締結する日を含む連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額

二 法第七十九条第二十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定再保険責任準備金の金額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一 前連結事業年度終了の時ににおける前項第一号の規定の例により計算した金額（当該連結事業年度開始の日前を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の時ににおける第四項第一号の規定の例により計算した金額）から当該連結事業年度終了の時ににおける前項第一号の規定の例により計算した金額を控除した金額

二 前項第二号イに掲げる金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額（同号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）を超える場合には、当該特定再保険責任準備金の金額）

法第百七十九条第二十二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額（第十三項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の合計額に再保険契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金の金額のうちに当該再再保険に付した部分の占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額
- その再再保険に付した日における特定再保険責任準備金の金額（第十三項第一号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）のうち当該再再保険に付した部分として財務省令で定める金額に係る部分の金額に限る。）のうち当該再再保険に付した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該再再保険に付した日を含む事業年度後）における次の表の上欄に掲げる同条第十九項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第百七十九条第二十二項第三号に規定する再再保険に付した日を含む連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該再再保険に付した日を含む事業年度後）における次の表に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358







前の日本郵政公社（以下この条において「旧公社」という。）から承継したものに限る。第六条から第七条の六まで

第二十項 第十八条第施工してはならない。	<p>中間検査合格証を交付 に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付したときは、 しなければならない。 この限りでない。</p> <p>施工してはならない。この場合において、施行日前に旧公社が 当該中間検査合格証の交付を受けたときは、承継会社等が当該</p>
-------------------------	--

第十八条第一項の前項	二 次項から第二十三項まで 第三項から第二十二項まで
------------	----------------------------------

**第四条** 法第一百六十六条第一項の規定により承継会社等が旧公社の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車（道路運送車両法第四条に規定する自動車をいう。）の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第二百二条の規定は、適用しない。

三項  
下この条において「施行日」という。前に第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の計画について

**第五条** (国庫納付金の納付に関する経過措置)  
整備法附則第三十七条の規定により従前の例によるものとされる国庫納付金の納付については、旧公社法施行令第四条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十年一月四日」と、旧公社法施行令第五条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十年一月十日」とする。

第十八条第二項	四項	第十八条第二項	四項	第十八条第二項	四項
第一項 第十八条第二項 百枝通口二ノ二回り後 百枝通口二ノ二回り後	同項	第一項 第十八条第二項 百枝通口二ノ二回り後 百枝通口二ノ二回り後	同項	第一項 第十八条第二項 百枝通口二ノ二回り後 百枝通口二ノ二回り後	同項

**第六条** 日本郵政株式会社は、施行日前においても、整備法第十四条の規定による改正後の郵便法（昭和二十二年法律第六百五十五号。以下この条において「新郵便法」という。）第六十七条第一項の規定の例により、郵便に関する料金（同条第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。  
前項の規定により届け出た料金は、施行日において、新郵便法第六十七条第一項の規定により

第十八條第三項	十一項
閥の長等	当該通知をした国の機関 株式会社等
に交付しなければなら ない。	に交付しなければならない。ただし、建築主事が施行日前に旧 公社に対し当該通知書を交付したときは、この限りでない。

第十三項	第十八條第二項	十二項
第三項	第三項	当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。ただし、建築主事が施行日前に旧公社に対して当該通知書を交付したときは、この限りでない。
第三項	第三項	ればならない。

て、新郵便法第七十三条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百一号）第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の八の審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

第十九条第一項の機関の長等	することができない。この場合において、施行日前に旧公社が証の交付を受けたものとみなす。
承継会社等	することができない。この場合において、施行日前に旧公社が証の交付を受けたときは、承継会社等が当該確認済

前項の規定により認可を受けた料金、郵便約款及び郵便業務管理規程は、施行日において、それぞれ新郵便法第六十七条第三項の規定により認可を受けた料金、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款及び新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

第十八条 第十六項	<p>第十九条 国の機関の長等</p> <p>承継会社等</p>	<p>建築主事に通知しなければならない。ただし、旧公社が施行日 前には建築主事に対しても該工事を完了した旨を通知したときは、 この限りでない。</p> <p>建築主事に通知しなければならない。</p>
-----------	----------------------------------	--

前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する収支の状況の公表は、総務省令で定めるところにより、郵便事業株式会社が行うものとする。

第十九項	第十八条第一項 第十九項	第十九項 第十九項	第十九項 第十九項

行政・郵政行政審議会とする  
(恩給負担金の取扱い)

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金の納付については、整備令第十五条の規定による改正後の県職員に支給する県職手当支給の財源に充てることの特別会計からする一般会計

2 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金の納付については、整備令第十五条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する政令（昭和二十五年政令第六十四号）の規定を準用する。この場合において、同令第一項中「十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）」とあるのは「十日」と、同令第二項中「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに、予算の範囲内で」とあるのは「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに」と読み替えるものとする。

のは、翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは読み替えるものとする。

四半期)までに」と

(郵便窓口業務等受託者が行う業務に関する経過措置)

**第十一條** 整備法附則第七十四条第一項第八号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた貨物（整備法附則第七十四条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務

二 郵便貯金銀行の委託を受けた郵便局株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。）

三 郵便保険会社の事務の代行（郵便局株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。）

（退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額に関する経過措置）

**第十二条** 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金については、整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）第十条に規定する差額金に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が納付するものとする。

4 前項及び整備法附則第九十条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧交納付金法第十六条第一項の規定にかかるわらず、市町村長が平成十九年十一月三十日までに第二項の規定により修正納付金額を記載した納付金納額告知書を送付する場合においては、日本郵政株式会社が同年十二月三十一日までに納付すべき平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金の額は、旧納付金額が修正納付金額に満たないときは旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額に加算した額に相当する額とし、旧納付金額が修正納付金額を超えるときは旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額から控除した額に相当する額とする。

5 日本郵政株式会社は、第一項の規定による価格等の修正について不服がある場合においては、同項の規定による通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

6 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出のあつた日から起算して二ヶ月以内にしなければならない。

7 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政株式会社及び当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定により固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知を受けた場合に、第二項の規定により送付した納付金納額告知書に記載された修正納付金額を修正し、修正し

た後の納付金額を記載した納付金納額告知書を日本郵政株式会社に送付するとともに、その過納金額を日本郵政株式会社に還付しなければならない。

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税の申込書等に関する経過措置)

#### 第十四条 整備法附則第九十二条第五項の規定により施行日において整備法第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従つて整備法附則第九十二条第四項に規定する預入等をしたものとみなされる同条第五項に規定する旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄について、施行日前に提出し、又は作成された整備法第六十二条の規定による改

正前の租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備法第三十五条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定による申込書、申告書その他の書類(帳簿を含む。以下この条において同じ。)は、それぞれ新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備法第三十五条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定により提出し、又は作成された申込書、申告書その他の書類とみなす。

#### 附 則 (平成一八年一月二〇日政令第三号)

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年七月二六日政令第二四八号)

この政令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成一八年九月一五日政令第三〇一号)

この政令は、申告書その他の書類とみなす。

#### 第一 条

この政令は、平成一九年八月三日政令第一二三五号)抄

#### 第一 条

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条、第九十七条、第一百五条及び第一百九条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第一条

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

#### 第一条

この政令は、平成二〇年四月三〇日政令第一五六六号)抄

#### 第一 条

この政令は、平成二〇年二月一日政令第二〇号)抄

#### 第一 条

この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年三月一日)から施行する。

#### 第一 条

この政令は、平成二〇年七月二日政令第二一四号)抄

#### 第一 条

この政令は、平成二〇年九月一九日政令第二九七号)抄

#### 第一 条

この政令は、平成二〇年十月一日から施行する。

#### 第一 条

この政令は、平成二〇年一〇月二二日政令第三二五号)抄

#### 第一 条

この政令は、法の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二三年六月一〇日政令第一六六号)抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二三年七月二九日政令第一三七号)抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。ただし、第二十条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二四年七月二五日政令第二〇二号)抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。ただし、第二十条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二四年七月二五日政令第二〇二号)抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。ただし、第二十条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条 平成二十四年改正法附則第十九条第一項第五号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物(平成二十四年改正法附則第十九条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。)の交付に関する業務

二 郵便貯金銀行の委託を受けた日本郵便株式会社から再委託を受けた銀行代理業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。)に付随する業務

三 (国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。)(特定受託者が行う業務に関する経過措置)

#### 第三条 郵便局株式会社による準備行為に関する郵政民営化法の特例

第三条 総務大臣は、郵政民営化法第七十七条の四第一項の規定によりその例によるものとされる平成二十四年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法(平成十七年法律第二百号)第四条第四項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を郵政民営化委員会に通知しなければならない。

三 郵便保険会社の事務の代行(日本郵便株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。)(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

#### 第四条 郵便事業株式会社による準備行為に関する郵政民営化法の特例

第四条 郵便事業株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度に係る平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正前の郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第六十七条第五項の規定による收支の状況の報告及び公表は、総務省令で定めるところにより、日本郵便株式会社が行うものとする。

#### 第五条 郵便法の一部改正に伴う経過措置

#### 第六条 郵政民営化法施行令の一部改正に伴う経過措置

第六条 改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農支援資金(同項に規定する旧就農支援資金をいう。次条において同じ。)の貸付けについては、第十条の規定による改正前の郵政民営化法施行令第四条第一項(第十六号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二二号)附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とする。

**附 則**（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三一日政令第一四二号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年四月二四日政令第二二一号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二七年八月一一日政令第二九一号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月二五日政令第七九号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年二月二六日政令第三九六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二九年一月二〇日政令第四号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二九年一〇月二五日政令第二六四号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十三条中郵政民営化法施行令第十

条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。

**附 則**（平成三一年三月一三日政令第三五号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（令和三年八月六日政令第二二六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**（令和三年一〇月二九日政令第三〇〇号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和四年三月三一日政令第一六七号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年三月二九日政令第七六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年二月七日政令第二六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則**（令和六年三月二九日政令第七六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。